

公益財団法人松山市スポーツ協会スポーツ育成事業選手育成費交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、松山市におけるスポーツの育成を図るため、加盟団体が行うスポーツ育成事業に対し、公益財団法人松山市スポーツ協会が選手育成費（以下「育成費」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(育成事業)

第2条 育成費の対象となるスポーツ育成事業（以下「育成事業」という。）は、小学生高学年、中学生、又は高校生を対象とするジュニア選手育成のための練習会とし、会長は予算の範囲内で育成費を交付する。

(育成対象経費)

第3条 育成費交付の対象となる経費は、育成事業の実施に必要な直接経費で、次の各号に掲げる経費とし、その基準は当該各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 報償費 | 講師・審判員等への謝金 |
| (2) 旅 費 | 講師等の旅費・宿泊費 |
| (3) 需用費 | スポーツ用具購入費（備品購入費を除く。）食糧費等 |
| (4) 役務費 | 通信運搬費、保険料（一日保険料）等 |
| (5) 使用料及び賃借料 | 会場借上料等 |
| (6) 会議費 | 打合せ経費等 |
| (7) その他の経費 | 会長が特に認めた経費 |

(育成費の額)

第4条 育成費の額は、200,000円を上限とする。

(育成費の交付申請)

第5条 育成費の交付を受けようとする加盟団体は、会長に育成費交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(育成費の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、育成費交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 育成費の交付決定を受けた加盟団体（以下「育成事業者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、育成費の額に影響を及ぼさない変更についてはこの限りでない。

(1) 育成事業の育成対象経費の額を変更しようとするとき

(2) 育成事業の内容を変更しようとするとき

2 会長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更することができる。

(育成事業の中止又は廃止)

第 8 条 育成事業者は、育成事業を中止又は廃止しようとするときは、育成事業中止（廃止）届（第 4 号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 育成事業者は、育成事業を完了したときは、その日から 1 か月以内に（ただし、年度末の場合は、翌年度の 4 月 10 日までに）実績報告書（第 5 号様式）を提出しなければならない。

(育成費の交付時期及び方法)

第 10 条 育成費は、前条の規定による報告書等に基づき、育成事業が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。

2 育成事業者は、育成費の交付を受けようとするときは、請求書（第 6 号様式）を提出しなければならない。

(育成費の返還)

第 11 条 会長は、育成事業者が虚偽の申請その他不正な手段により育成費の交付を受け、又は育成費を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(育成費の経理)

第 12 条 育成事業者は、育成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して育成事業の収入額及び支出額を記載し、育成費の用途を明らかにしておかなければならない。

(委 任)

第 13 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 9 月 6 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 3 月 3 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、公益財団法人松山市体育協会の移行登記の日（平成 24 年 7 月 4 日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。